

令和6年(2024年)8月21日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部地域活動推進課
地域支えあい推進部地域包括ケア推進課
健康福祉部スポーツ振興課

施設予約システム再構築に向けた進捗状況について

区は、これまで、区有施設の予約システム（以下、「システム」という。）の再構築に向け、システムの設計思想とともに、その前提となる、施設の予約・利用にかかる手続きや運用ルール等の見直しについての検討を進めてきた。

このことについて、現在の進捗状況について、以下のとおり報告する。

1 これまでの取り組み

- (1) 施設管理所管との手続き・運用ルール等調整
- (2) 区民意見募集（利用者アンケート）の実施
- (3) システム再構築にかかる仕様策定（要件定義）の支援業務委託

2 新たな施設予約・利用にかかる基本方針（案）

利用者アンケートの意見等を踏まえ、新たな施設予約・利用にかかる基本方針（案）を別紙のとおり取りまとめた。今後、令和6年10月に策定して地域説明会を行う予定である。

また、令和7年10月を目途に新たなシステムによる団体登録を開始する見込みであり、それまでの間についても適宜説明会や個別相談に応じていく。

新たな施設予約・利用にかかる基本方針（案）

中野区では、文化・スポーツ施設における施設予約システムを拡張し、区民活動センターや高齢者会館の集会室など、約80室・場の利用予約に施設予約システムを導入します。

これに伴い、施設予約・利用のルールや方法が下記のとおり変わります。

記

1 基本的な考え方

(1) 気軽に利用できる（ルールの簡素化・明確化）

区有施設を誰もが気軽に利用することができるよう、予約・利用ルールを単純で分かりやすいものとする。

(2) どこでも利用できる（手続きの利便性向上）

利用者が時間や場所にとらわれず、利用予約や空き状況の確認を行えるなど、手続きの利便性を高める仕組みを構築する。

(3) 空室を有効に活用できる（区有施設の稼働率向上）

各施設の稼働率を高めることにより、区有資産である施設の有効活用を図る。

2 主な取り組み（詳細は別添資料参照）

(1) 対象施設の拡大

これまでの文化・スポーツ施設に加え、次の施設が対象になります。

<現在の対象施設>

文化施設、スポーツ施設、公園多目的運動場、学校開放施設

<追加する対象施設>

区民活動センター、高齢者会館、ふれあいの家、産業振興センター、中部すこやか福祉センター

(2) 利用者（団体）登録のオンライン化

施設予約システムで申請項目を入力し、本人確認書類のデータを添付することにより、登録手続きが完了できます。

- 施設予約システムで登録した1つのIDで、複数の施設の登録手続きや利用（ワンスオンリー）ができるようにします。

(3) 抽選・申込時期の統一

- 室場を3グループに分類します。原則として、同一グループの抽選日・先着申込開始日や時期を統一します。

- 利用直前期は、従来の団体登録要件を満たさない方も利用予約ができるように、要件を緩和した団体登録区分を新設します。
- (4) 使用料支払いのオンライン・キャッシュレス化
 - 一部施設（文化施設や総合体育館など）を除き、利用当日の施設窓口での支払を可能とします。
 - オンライン・キャッシュレス決済を導入します。施設予約システムから、クレジットカードやバーコード決済で支払を可能とします。
- (5) 変更・取り消しに伴うペナルティの統一化
 - 原則として、全ての施設で直前のキャンセルにかかるペナルティ付与制度（新規予約の一定期間停止など）を導入します。
- (6) 利用手続きのデジタル化（紙書類の廃止）
 - 手続きの電子化（登録証・利用承認書等の内容を施設予約システムで確認）を推進し、原則として、紙書類の持参・提示を不要とします。
- (7) デジタルディバイド対策
 - 窓口でのタブレットを活用した手続きの支援や、問い合わせ対応機能の導入検討など、誰もがこれまで通り施設を利用できるよう配慮しながらシステムを導入します。

3 本基本方針の適用時期

令和7年10月開始予定の団体登録の時点から適用します。

4 実施スケジュール

日程	全体の動き	新システム構築
R6.10	本基本方針の決定	事業者公募
R6.11	本基本方針地域説明会の開催	
R7.1		基本設計着手
R7.4		詳細設計着手
R7.6	関係条例等の改正	
R7.7	利用者説明会(各施設)	
R7.10	新システムの利用者登録開始	システム一部先行稼働
R8.3	運用本格開始	システム本格稼働

※上記は現時点の想定であり、システム構築の進捗状況等により変更する場合は、区報やホームページにより適宜お知らせします。

新たな施設予約・利用はこう変わります

手続	現状	変更ポイント
利用施設の検討	<p>施設予約システムの導入施設が限定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設 ・スポーツ施設 ・公園多目的運動場 ・学校開放施設 <p>○ 施設予約システム未導入施設では、一部施設については直接間がないと空き状況が分からず、施設に行かないと利用予約ができません。</p>	<p>① 施設予約システムの導入施設を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設 ・スポーツ施設 ・公園多目的運動場 ・学校開放施設 ・区民活動センター ・高齢者会館 ・ひらあいの家 ・産業振興センター ・中部すこやか福祉センター <p>(下線部が拡充対象施設)</p> <p>● 合計約80施設について、空き施設の照会、予約手続をオンラインでできるようにします。</p>
利用者登録(団体登録)	<p>各施設の窓口で登録手続が必要</p> <p>○ 紙の申請書に記入し、本人確認書類の提示が必要です。申請書様式や本人確認書類の範囲が施設ごとに異なります。</p> <p>○ 登録手続は各施設の窓口で行い、登録証および登録IDは施設ごとに異なります。</p> <p>○ 紙の登録証を発行し、利用者は施設利用時に携帯する必要があります。登録証の大きさがA4判やA5判など施設ごとに異なります。</p> <p>○ 登録更新の考え方が、施設ごとに異なります。</p> <p>例) 団体登録の有効期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設: 2年(期間内に施設利用あれば自動更新) ・総合体育館: 団体登録日から3年(更新手続必要) ・区民活動センター: 2年(隔年7月末一斉更新、手続必要) 	<p>② オンラインで登録手続が完了</p> <p>● 施設予約システムで申請項目を入力し、本人確認書類のデータを添付することにより、登録手続が完了できます。</p> <p>● 施設予約システムで登録した1つのIDで、複数の施設の登録手続や利用(ワンスオンリー)ができるようにします。</p> <p>● 登録証は電子化し(施設予約システムから登録内容を確認できる)、紙の登録証の携帯を不要とします。</p> <p>● 団体登録の有効期間は、原則として「3年」に統一します。</p>
利用予約(抽選・先着)	<p>施設ごとに抽選・先着申込時期が異なる</p> <p>○ 予約ができる時期が施設ごとに異なります。</p> <p>例) 先着申込受付開始の日付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もみじ山文化センター(なかのZERO): 2日(1月のみ4日) ・上高田運動施設野球場: 21日(区民)、24日(一般) ・区民活動センター: 第三月曜日の翌日 <p>○ 室場・団体区分の一部では、抽選を導入していません。</p> <p>例) 抽選がない室場は、平日中などに先着順で利用予約を行わないと、希望する時間帯の予約がとれないことがあります。</p> <p>○ 施設ごとに団体登録を行い、利用予約を行う必要があります。</p>	<p>③ 抽選・先着申込時期を集約</p> <p>● 室場を3グループに分類します。原則として、同一グループの抽選日・先着申込開始日や時期を統一します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[グループ1] もみじ山文化センター(なかのZERO)ホールなど ・[グループ2] 総合体育館アリーナなど ・[グループ3] 区民活動センター集会室、運動施設など <p>● 原則として、全ての室場・団体区分で抽選を実施します。</p> <p>● 利用直前期(利用の概ね1ヶ月前以降)は、原則として、団体登録を行った施設以外の利用予約も可能とします。</p> <p>例) 文化施設で登録手続を行った団体が、利用直前期は、スポーツ施設の空き枠を先着順で予約できるようになります。</p> <p>● 利用直前期は、従来の団体登録要件を満たさない方も利用予約ができるように、要件を緩和した団体登録区分を新設します。</p>
施設使用料の支払	<p>事前に施設に来館して支払が必要</p> <p>○ 施設ごとに支払期限が異なります。</p> <p>○ 支払のために、事前に施設に行く必要があります。支払方法は一部を除いて現金のみとなっています。</p>	<p>④ オンラインで事前に支払手続が完了(施設窓口では利用当日に支払可能)</p> <p>● 一部施設(文化施設や総合体育館など)を除き、利用当日の施設窓口での支払を可能とします。</p> <p>● オンライン・キャッシュレス決済を導入します。施設予約システムから、クレジットカードやバーコード決済で支払を可能とします。</p>
(予約の変更・取消)	<p>キャンセル・ペナルティが施設ごとに異なる</p> <p>○ 施設ごとに利用取消(キャンセル)時の対応(支払済使用料の還付有無)が異なります。</p> <p>○ 一部施設にのみ、ペナルティ制度(利用規約等に違反した場合の施設利用停止など)があります。</p>	<p>⑤ キャンセル・ペナルティを整理・統一</p> <p>● 原則として、全ての施設で直前のキャンセルにかかるペナルティ付与制度(新規予約の一定期間停止など)を導入します。</p>
施設利用	<p>紙書類の持参・提示が必要(全ての手続が紙書類を前提としている)</p> <p>○ 登録証または利用承認書などの紙書類を、利用施設の窓口で提示する必要があります。</p>	<p>⑥ 手続の電子化を推進</p> <p>● 手続の電子化(登録証・利用承認書等の内容を施設予約システムで確認)を推進し、原則として、紙書類の持参・提示を不要とします。</p>
その他	<p>施設予約システムの操作性向上の検討</p> <p>○ 現行の施設予約システムについて、見やすさや、使いやすさなど、操作性の改善要望があります。</p> <p>不正な予約操作等への対応</p> <p>○ 現行の施設予約システムについて、botによる不正な予約操作への対応が必要となります。</p> <p>システムに不慣れな利用者層への配慮</p> <p>○ システムに不慣れな利用者や、電子端末を所持していない利用者が、これまで通り施設を利用できるよう配慮する必要があります。</p>	<p>⑦ UI(ユーザーインターフェイス)の向上</p> <p>● 新システム構築事業者と協議し、利用者がシステムを直感的に理解し、簡単に操作できるシステム設計を目指します。</p> <p>⑧ ロボット対策判定システムを導入</p> <p>● 施設予約申請について、ロボット対策システムの導入を検討します。</p> <p>⑨ デジタルディバイド対策を実施します</p> <p>● 窓口でのタブレットを活用した手続の支援や、問い合わせ対応機能の導入検討など、誰もがこれまで通り施設を利用できるよう配慮しながらシステムを導入します。</p>

抽選・先着申込時期の考え方

1 新たな手続き

- 各施設・室場を3グループに分類し(一部施設を除く)、**同一グループ内の施設・室場は、抽選や先着申込開始の時期・日付を原則として統一**します。
- 抽選を2回実施のうえ、先着予約を開始します。登録区分を優先団体と一般団体に分け、**どの団体も1回以上抽選に参加**できるようにします。
- 利用直前期(利用日の1ヶ月前の月の5日～)には、登録手続を行った施設以外の施設についても、空きがあれば予約できる「**全開放**」を導入します。
- 抽選後に「**確定期間**」を導入します。抽選当選後、毎月24日までに当選確定処理を行わない場合、当選は自動でキャンセルされます。

2 グループの分類

	文化施設	スポーツ施設	公園施設	集会施設等
グループ①	なかのZERO(大ホール、小ホール) 野方区民ホール なかの芸能小劇場	—	—	—
グループ②	なかのZERO(多目的練習室、視聴覚ホール、展示ギャラリー、美術ギャラリー(1階・2階)、リハーサル室、音楽室、学習室(1～4、A、B)、和室、美術工芸室、科学実験室)	総合体育館	—	—
グループ③	なかのZERO(音楽練習室(A、B))	スポーツ・コミュニティプラザ 哲学堂運動施設 上高田運動施設 妙正寺川公園運動広場	多目的運動場(白鷺せせらぎ公園・本五ふれあい公園・南台いちよう公園) 平和の森公園多目的運動広場	区民活動センター 高齢者会館 ふれあいの家 産業振興センター 中部すこやか福祉センター

3 施設・室場別 抽選・先着一覧

	施設	室場	登録区分 (団体・個人)		第1回抽選	第2回抽選	先着	全開放		
			優先団体	一般団体	優先団体対象 申込期間 毎月1～9日 抽選日 毎月10日 確定期間 毎月11～24日	優先団体・ 一般団体対象 申込期間 毎月1～9日 抽選日 毎月10日 確定期間 毎月11～24日	優先団体・ 一般団体対象 開始日 毎月25日	全団体対象 ※2 開始日 毎月5日		
					時期	時期	時期	時期		
1 2 3	グループ① もみじ山文化センター(なかのZERO) 野方区民ホール なかの芸能小劇場	大ホール 小ホール	区民文化・公共的団体 区内の学校 区内団体 官公署 区民(個人)	一般団体	12ヶ月前 の月 ※1	11ヶ月前 の月 ※1	11ヶ月前 の月 ※1			
		全室場								
		全室場								
4 5	グループ② もみじ山文化センター(なかのZERO) 総合体育館	多目的練習室 視聴覚ホール 展示ギャラリー/美術 ギャラリー(1階・2階) リハーサル室 音楽室 学習室(1～4、A、B) 和室 美術工芸室 科学実験室	区民文化・公共的団体 区内の学校 区内団体 官公署 区民(個人)	一般団体	6ヶ月前 の月	5ヶ月前 の月	5ヶ月前 の月			
		全室場							区民等の団体 一般の団体	
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	グループ③ もみじ山文化センター(なかのZERO) スポーツ・コミュニティプラザ 哲学堂運動施設 上高田運動施設 妙正寺川公園運動広場 多目的運動場(白鷺せせらぎ公園/本五ふれあい公園/南台いちよう公園) 平和の森公園多目的運動広場 区民活動センター 高齢者会館 ふれあいの家 産業振興センター 中部すこやか福祉センター	音楽練習室(A、B)	区民文化・公共的団体 区内の学校 区内団体 官公署 区民(個人)	一般団体	3ヶ月前 の月	2ヶ月前 の月	2ヶ月前 の月	1ヶ月前 の月		
		全室場							—	団体会員
		全室場							区民の団体	一般の団体
		全室場							区民の個人 在学者の団体	一般の団体
		全室場							区民優先団体	区民等の団体
		全室場							区民団体	一般団体
		全室場							地域団体 高齢者団体 こども団体	一般団体
		全室場							目的内団体	目的外団体
		全室場							—	一般団体

※1 「区民文化・公共的団体」「区内の学校」が、優先的に予約できる「区民優先利用日」を設ける施設・室場の拡充を検討していきます。例：「区民文化・公共的団体」「区内の学校」以外の団体が区民優先利用日を予約する場合、7ヶ月前の月の25日から先着予約を開始する(抽選はなし)など。

※2 利用者の年齢要件等によって、一部利用できない施設があります。